

## TAX LAW NEWSLETTER

2019年10月号 (Vol.36)

最新事例解説  
ユニバーサルミュージック事件第一審判決  
(東京地裁令和元年6月27日判決)

- I. はじめに
- II. 事案の概要
- III. 本判決の内容
- IV. 本判決の分析
- V. 本判決を踏まえた実務上の留意点

森・濱田松本法律事務所  
弁護士・税理士 栗原 宏幸  
TEL. 03 6266 8727  
[hiroyuki.kurihara@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.kurihara@mhm-global.com)  
税理士 丸山 木綿子  
TEL. 03 6212 8312  
[yuko.maruyama@mhm-global.com](mailto:yuko.maruyama@mhm-global.com)  
弁護士 山岡 孝太  
TEL. 03 6266 8548  
[kota.yamaoka@mhm-global.com](mailto:kota.yamaoka@mhm-global.com)

## I. はじめに

### 1. 概要

本ニュースレターでは、同族会社等の行為又は計算の否認規定である法人税法 132 条に基づく否認を取り消すと判断した、ユニバーサルミュージック事件第一審判決（東京地裁令和元年6月27日判決<sup>1</sup>。以下「本判決」といいます。）をご紹介します。なお、本判決は第一審の判決であり、原告（納税者）が勝訴しましたが、被告（国）が控訴したため確定せず、現在事件は控訴審の東京高裁に係属しているようです<sup>2</sup>。

本判決は、従来の法人税法 132 条に関する裁判例と比べて納税者に非常に有利な判示がなされたとみる余地があり、本判決の判断内容が控訴審においても維持されるかが注目されています。

### 2. 同族会社等の行為又は計算の否認

税法の適用については、法的安定性を確保するため、課税は私法上の法律関係に即して行われ<sup>3</sup>、税負担の有無や多寡を考慮して法形式を選択したとしても、そのことをもって直ちに税務上否認されることはない、というのが原則です<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail4?id=88866](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail4?id=88866)

<sup>2</sup> 税務通信データベース 3565 号『東京地裁 同族会社の行為計算否認を巡る事件で国敗訴』（2019年7月22日）

<sup>3</sup> 金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂・2019年）129頁

<sup>4</sup> いわゆる航空機リース事件控訴審判決（名古屋高裁平成17年10月27日判決（[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail5?id=33070](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail5?id=33070)））

## TAX LAW NEWSLETTER

もつとも、税負担を回避する目的で不当に私法上の法形式を利用する、いわゆる租税回避行為を防止するため、例外的に、当該私法上の法形式を税務上否認する権限を課税当局に与えるための規定が現行法上存在します。これは一般に「**行為計算否認規定**」と呼ばれており、現行法上、同族会社等に関して適用されるもの（法人税法 132 条、所得税法 157 条 1 項等）、組織再編成等に関して適用されるもの（法人税法 132 条の 2、所得税法 157 条 4 項）等が存在します。

これらの規定のうち、本件で適用が争われた法人税法 132 条 1 項は、同族会社（3 つ以下の株主グループで 50% 超の株式を保有される会社）及びこれに準ずる一定の法人につき、「**税務署長は・・・法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる**」と規定しています。この規定の趣旨については、同族会社が少数の株主や社員によって支配されており、当該会社又はその関係者の税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われやすいことに鑑み、税負担の公平を維持するため、正常な行為や計算に引き直して更正又は決定を行う権限を税務署長に認めるものであるとされています<sup>5</sup>。

同項の適用の可否は、基本的に上記下線部の「**法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる**」という要件（いわゆる「**不当性要件**」）が満たされるかどうかで決まります。この点、不当性要件の判断基準としては、従来から、「**もっぱら経済的、実質的見地において当該行為計算が純粋経済人の行為として不合理、不自然なものとして認められるか否かを基準として判定すべき**」とされていました<sup>6</sup>。

本件は、この不当性要件を、多国籍企業のグループ内再編にどのように適用するべきかが争われた事案です。

## II. 事案の概要

音楽事業を目的とする日本法人である原告（ユニバーサルミュージック合同会社（UMGK））は、平成 20 年 12 月期から平成 24 年 12 月期までの法人税の確定申告において、同族会社であるフランス法人（ユニバーサルミュージックインターナショナルファイナンス S.A.S（UMIF））からの借入（以下「本件借入」といいます。）に係る支払利息の額を損金の額に算入して申告しました。

これに対し、税務署長は、当該支払利息の損金算入を認めず、各事業年度に関する法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしました（以下「本件更正処分等」といいます。）。

原告は、上記本件借入は原告を含むグループ法人の組織再編の一環として行われた、正当な事業目的（下表記載の目的①から目的⑧。以下「本件目的」といいます。）を有

<sup>5</sup> 金子宏『租税法〔第 23 版〕』（弘文堂・2019 年）531 頁

<sup>6</sup> 最高裁昭和 53 年 4 月 21 日第二小法廷判決・訟務月報 24 巻 8 号 1694 頁、最高裁昭和 59 年 10 月 25 日第一小法廷判決・集民 143 号 75 頁参照

## TAX LAW NEWSLETTER

する経済的合理性がある取引であり、本件更正処分等は法人税法 132 条 1 項の要件を欠く違法な処分であると主張して、被告（国）を相手に、本件更正処分等の取消を求め、訴訟を提起しました。

表：本件目的

目的①	オランダ法人の負債を軽減するための弁済資金を取得すること
目的②	日本法人を 1 つの統括会社の傘下にまとめること
目的③	日本の音楽出版会社を合併により 1 社とすること
目的④	日本法人の円余剰資金を解消し、ヴィヴェンディが為替リスクをヘッジすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること
目的⑤	日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減すること
目的⑥	業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること、及び UMO の余剰資金を減少させること
目的⑦	日本法人を合同会社にすることにより、米国税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、原告を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと
目的⑧	当時検討されていた日本におけるヴィヴェンディ・グループ外の音楽会社の買収に備えること

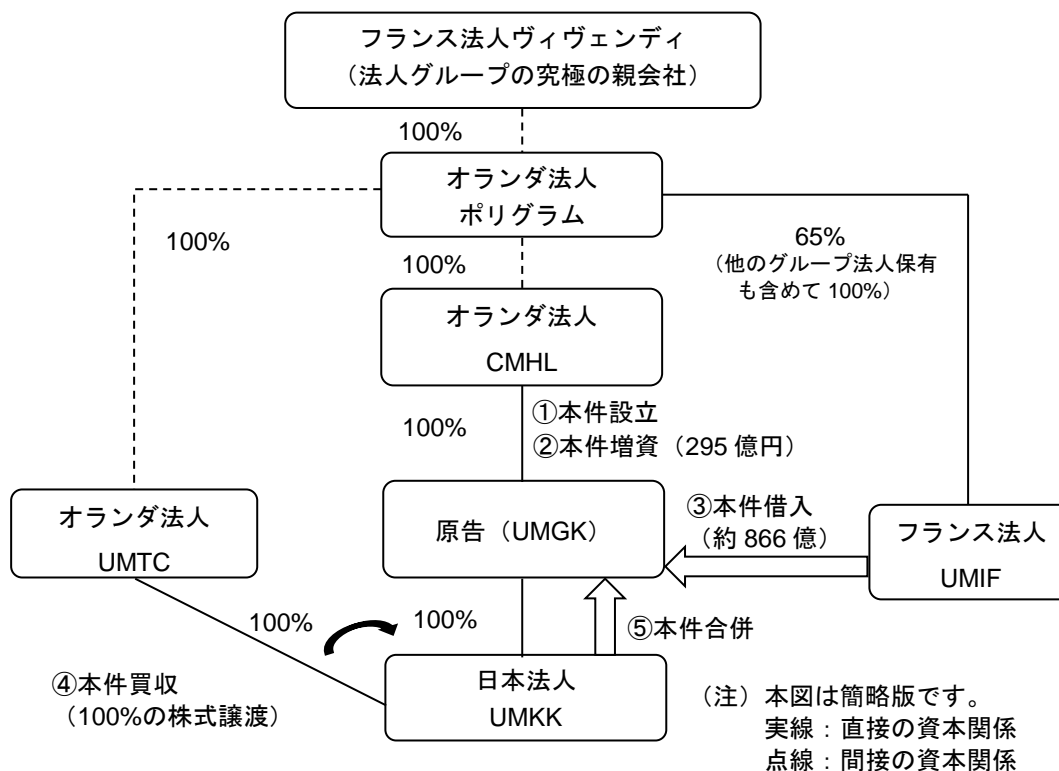
本件借入に関連する事実関係は、以下のとおりです。

H20.10.7 ①本件設立	原告が、CMHL（センテナリーミュージックホールディングスリミテッド B.V.）の完全子会社として 200 万円の資本金により設立された。
H20.10.29 ②本件増資	原告は、CMHL から 295 億円の追加出資を受けた。
H20.10.29 ③本件借入	原告は、UMIF から 866 億 6,132 万円を借り入れた。
H20.10.29 ④本件買収	原告は、UMTC（ユニバーサルミュージックトレーディングカンパニー B.V.）から UMKK（ユニバーサルミュージック株式会社）の全発行済株式を 1,144 億 1,800 万円で取得した <sup>7</sup> 。
H21.1.1 ⑤本件合併	原告は、UMKK を吸収合併した。

<sup>7</sup> そのほか、原告は、ポリグラムの間接的な完全子会社である日本法人 MGBKK 及び V2J の全発行済株式をそれぞれ 14 億 6,900 万円及び 32 万円で取得した。

## TAX LAW NEWSLETTER

図：当事者関係図



原告の主張に対し、被告（国）は、法人税法 132 条 1 項の不当性要件は、同族会社の行為又は計算が、同族会社でなければ通常なし得ない行為又は計算で、かつ、経済合理性を欠くものである場合に満たされる、との解釈を前提に、本件における一連の行為（本件設立、本件増資、本件借入、本件買収及び本件合併）はこれに該当し不当性要件を満たすとして本件更正処分等の適法性を主張しました。

### Ⅲ. 本判決の内容

#### 1. 不当性要件の判断枠組み

本判決は法人税法 132 条 1 項の判断枠組みについて、「当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。」と判示しました。

そのうえで、(I)「仮に、税務署長が法人税法 132 条 1 項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって『不当』

## TAX LAW NEWSLETTER

可否かを判断することができるのであれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれが生じるといわざるを得ない。したがって、当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上『不当』と評価されるべきものではない。』、(Ⅱ)「同族会社にあつては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であつて、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。」と述べたうえで、「以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。」と判示しました。

また、検討対象となる行為又は計算については、「経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算（直接起因行為）であると解するのが相当である。」として、原告が行った③本件借入が検討対象となると判示しました<sup>8</sup>。

## 2. 不当性要件の本件へのあてはめ

上記判断枠組みのもと、本判決は、「(i) 原告による本件借入が行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した本件目的（及びこれらの目的を同時に達成しようとしたこと）が合理性を有するものか、(ii) 本件目的を達成する手段として、本件組織再編等スキームに基づく本件組織再編取引等を行ったことが相当であるか、(iii) 上記の目的及び手段が、ヴィヴェンディ・グループ全体にとってだけでなく、原告にとっても経済的合理性を有するものといえるかについて、順次検討する。」<sup>9</sup>としたうえで、(i) において、ヴィヴェンディ・グループのスキーム策定段階の資料から認定された本件目的について、その合理性をそれぞれ具体的に検討したうえで、その合理性を認定し、さらに(ii) 相当性及び(iii) 原告にとっての経済的合理性も認められると認定し、結論として、本件借入には経済的合理性があると認定し、税務署長の行った本件更正処分等は違法であり、取り消すと判断しました。

<sup>8</sup> これは、本件における一連の行為が否認対象となるという被告（国）の主位的な主張に対応する判断であると考えられますが、東京地裁判決は、裁判所の採用した枠組みにおいて本件借入の経済的合理性の有無を判断するに当たって、本件における一連の行為等に係る事情も考慮すべきことを明らかにしています。

<sup>9</sup> 判決の①②③を(i)(ii)(iii)に置き換えています。



## TAX LAW NEWSLETTER

## IV. 本判決の分析

## 1. 判断枠組みについて

本判決は、従来の判例<sup>10</sup>に従って経済合理性基準を採用しました。もっとも、本件と同じく多国籍企業のグループ内再編に対する法人税法 132 条の適用が問題になった IBM 事件判決<sup>11</sup>では、経済的合理性基準について、「**経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含むものと解する**」と判示されており、本件でも被告は同判示に即した不当性要件の解釈を主張していましたが、本判決は IBM 判決の上記判示部分への言及はありません。

その意味及び理由は判決文から明らかではありませんが、問題となっている取引についてまずグループ全体にとっての経済合理性の有無を検討し、そのうえで否認対象である日本法人にとっての経済合理性の有無を判断する、という本判決の考え方は、独立当事者間取引との比較を問題にしていない点において、IBM 事件の判断枠組みとは異なるものであると考えられます。本判決は、少なくとも本件に関しては、IBM 事件の判断枠組みを適用して判断することは適当ではないと考えた可能性があるように思われます。

## 2. 経済的合理性に関する新たな判示

本判決は、法人税法 132 条 1 項の適用に際して、会社の経営判断の当否や経済的合理性の高低をもって「不当」性の判断をする場合には、企業の予測可能性を害し、会社の経済活動を萎縮させるおそれが生じると述べたうえで、行為又は計算が「**当該会社にとって相応の経済的合理性**」を有する場合には他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、「不当」と評価されるべきではないと判示しています。

一方で、本判決は、不当性要件の検討の結びにおいて、経済合理性について、「**法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである**」と判示しています。

<sup>10</sup> 法人税法 132 条 1 項の「不当」性判断について、判例の中には、①非同族会社では通常なし得ないような行為又は計算、すなわち同族会社であるがゆえに容易に成し得る行為又は計算が「不当」にあたるかの考え方、②純経済人の行為として不合理・不自然な行為又は計算が「不当」にあたるかの考え方（経済合理性基準）の 2 つの異なる傾向があり、前掲脚注 6 記載の 2 つの判決及び IBM 事件判決（脚注 11 参照）等は②経済合理性基準を採用していた（金子宏『租税法〔第 23 版〕』（弘文堂・2019 年）532 頁）。

<sup>11</sup> 東京高裁平成 27 年 3 月 25 日判決判例時報 2267 号 24 頁。最高裁の不受理により確定。

## TAX LAW NEWSLETTER

この点、前者の判示と後者の判示が同じことを述べているのかは、前者の「相応の」という表現の意味が不明瞭であること<sup>12</sup>もあり、必ずしも明確ではありません。

結びで述べられている以上、後者の判示を不当性要件の解釈に適用される規範と理解することが本判決の合理的な読み方であるように思われます。そして、この判示を文字通り読めば、税負担減少以外の経済合理性がわずかでも認められれば法人税法132条による否認は認められない、ということになり、本判決は納税者に非常に有利な、新しい判断を示したということになります<sup>13</sup>。

この点に関し、本判決は、あてはめにおいて、本件借入に関してグループ全体にとって経済合理性が認められることを認定したうえで、問題となっている法人（本件の原告）についても経済合理性が認められる取引であるかどうかを検討しています。

もっとも、ヴィヴェンディ・グループが本件の再編を行った目的である本件目的の中には、原告が直接に利益を受ける可能性があるものもありますが（例えば、目的②、③）、グループ全体が利益を受けることにより原告が間接的にのみ利益を受けるものもあると考えられるところ、本判決は、「ヴィヴェンディ・グループ全体の財務態勢が強化されることは、同グループ法人である原告にとっても、このようなメリットをより確実に享受することができることを意味するものであった」と判示していますが、見方によっては具体性を欠いているともいえるように思われます。

また、本判決も検討しているように、本件借入により原告が経済的不利益を被ったと評価される可能性もあり、かかる不利益が生じ得る場合には、本件借入により原告が得る経済的利益との比較をしなければならないように思われます（本判決は検討の結果、経済的不利益については「本件借入は原告に不当な不利益をもたらすものといえない」と判示したうえで「原告にとって経済合理性を欠くものであったと認めることはできない」と結論を述べています。）。

本判決は、以上のような間接的な利益に留まる場合であっても、また、同じ取引により経済的不利益が生じ得る場合であっても、不当性要件の充足を否定するための経済的合理性としては十分であるということを示すために、上記のように納税者に極めて有利な規範を示した可能性があると考えられます。

もっとも、本判決は、あてはめにおいて被告（国）の主張を排斥するに当たり、本件の再編によって原告が得られる経済的利益は一般的・抽象的なものにすぎないとはいえない、と判示しております。このことからすれば、本判決も一般的・抽象的な利益では不十分であると考えている可能性は排除できず、一般的・抽象的な利益だけの場合には不当性要件はなお満たされる、と考えている可能性があります。

<sup>12</sup> 「相応」という表現は、一般には何か別の物との釣り合いがとれている状態をいいますが、判決文からは何との釣り合いを問題にしているのかが明らかではありません。

<sup>13</sup> 本判決は、あてはめにおいて、「**（本件借入等が）原告にとって経済合理性を欠くものであったと認めることはできない**」と判示しています。このように、本判決はある取引（本件借入）が経済合理性を欠いているかどうかを問題にしていることから、上記のような理解が適当であるようにも思われます。

## TAX LAW NEWSLETTER

このように考えた場合、不当性要件を否定し得る経済的合理性（間接的な利益を含む。）と、これに該当しない一般的・抽象的利益との境目は、曖昧なものとなる可能性が否定できないように思われます。

### 3. 法人税法 132 条の 2 との比較

グループ内再編に関しては、本判決で争われた法人税法 132 条のほか、組織再編成に係る行為計算否認規定である法人税法 132 条の 2 が適用される可能性もあります。

法人税法 132 条の 2 の主たる適用要件は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」であり、法人税法 132 条 1 項の不当性要件と文言は基本的に同一です。

しかしながら、法人税法 132 条の 2 による否認が是認された最高裁判例（最高裁平成 28 年 2 月 29 日第一小法廷判決・民集 70 卷 2 号 242 頁）によれば、同条の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」については、法人税法 132 条 1 項の不当性要件とは異なる解釈が採用されています。

すなわち、法人税法 132 条の 2 の「『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」とされています。

筆者らの実務感覚としては、法人税法 132 条の 2 は、上記のとおり、税制に係る規定の濫用があるかという観点から判断されるため、上記②のとおり事業上の目的も考慮要素とされてはいるものの、税制に係る規定の趣旨目的がどのようなものであるかといった当局寄りの議論がしやすいため、現状では課税当局にとって使いやすい否認規定となっているように思われます。

一方で、仮に本判決の判断が上級審で維持されるとすれば、経済合理性がわずかでもあれば法人税法 132 条による否認は認められないということになるため、両規定の否認の難易度に大きな開きが生じてしまう可能性があるように思われます。



## TAX LAW NEWSLETTER

## V. 本判決を踏まえた実務上の留意点

本判決の判決文によれば、本件ではスキーム作成時から再編の目的（上記Ⅱの本件目的）が明確であったようであり、税務調査の際にも担当者らはそれらの目的に沿った陳述をしていたようです。一方で、巨額の借入により生じる利子の損金算入により日本での課税所得を圧縮することといった本件の税務的な側面を正面から本件の目的として説明した原告やヴィヴェンディ・グループ内の社内資料は、少なくとも本判決の判決文には見当たりません。

本件のプランニングや税務調査においてどのようなやり取りがなされていたのかは本判決の判決文からは明らかではありませんが、プランニング当初からその後の税務調査対応を見据えた慎重な資料作りがなされていた可能性があり、その結果、課税当局も当時の資料から本件の税務上の目的を主張立証しがたく、その結果、まだ第一審ではありますが、納税者勝訴につながったのではないかと考えられるところです。

このように、プランニングにおける資料作りや、税務調査における対応は、巨額のグループ内再編において極めて重要なものであるといえます。

## セミナー情報

- セミナー 『税務調査で否認されないための国内外の再編・グループ内取引等のプランニング』  
開催日時 2019年11月11日（月）14:00～17:00  
講師 栗原 宏幸  
主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『相続・事業承継の近時の動向～最新スキーム紹介と円滑な相続・事業承継をするための対応策～』  
開催日時 2019年11月8日（金）13:30～16:30  
講師 大石 篤史  
主催 東京税理士協同組合

## 文献情報

- 本 『変わる事業承継』（2019年10月刊）  
出版社 株式会社日本経済新聞出版社  
著者 奥田 隆文、大石 篤史、酒井 真、飯島 隆博、加藤 賢治、  
間所 光洋（共著）

## TAX LAW NEWSLETTER

- 本 『設例から考える国際租税法』（2019年9月刊）  
 出版社 株式会社中央経済社  
 著者 小山 浩（共著）
  
- 本 『新・行政不服審査の実務』（2019年8月刊）  
 出版社 三協法規出版株式会社  
 著者 小山 浩（共著）
  
- 論文 「企業法務 株式承継対策の最新動向と留意点—財団法人の利用における法務・税務の留意点」  
 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.8  
 著者 酒井 真、加藤 賢治
  
- 論文 「子会社貸付金の貸倒処理について」  
 掲載誌 週刊税務通信 No.3563  
 著者 小山 浩

### NEWS

- [asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"にて高い評価を得ました](#)  
 asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"にて、Tax（税務）分野の大石 篤史弁護士を含む、当事務所の弁護士 36 名が高い評価を得ました。（日本オフィス 29 名、バンコクオフィス 7 名）

#### Japan

Banking and finance（バンキング／ファイナンス）

石黒 徹

三浦 健

佐藤 正謙

藤原 総一郎

小林 卓泰

石川 直樹

青山 大樹

岡谷 茂樹

末廣 裕亮

## TAX LAW NEWSLETTER

### Capital markets (キャピタル・マーケット)

石黒 徹  
佐藤 正謙  
藤津 康彦  
鈴木 克昌  
尾本 太郎  
根本 敏光

### Competition/Antitrust (競争法／独占禁止法)

伊藤 憲二

### Corporate and M&A (コーポレート／M&A)

石黒 徹  
藤原 総一郎  
棚橋 元  
土屋 智弘  
石綿 学  
大石 篤史  
鈴木 克昌  
戸嶋 浩二  
松下 憲

### Dispute resolution (紛争解決)

関戸 麦  
岡田 淳

### Intellectual Property (知的財産)

三好 豊  
田中浩之

### Investment funds (投資ファンド)

竹野 康造  
三浦 健  
大西 信治

### Labour and employment (労働法務)

高谷 知佐子

## TAX LAW NEWSLETTER

Private Equity（プライベート・エクイティ）

棚橋 元

石綿 学

Real estate（不動産）

小澤 絵里子

Restructuring & Insolvency（事業再生／倒産）

藤原 総一郎

稲生 隆浩

Tax（税務）

大石 篤史

### Thailand

Banking and finance（バンキング／ファイナンス）

アルバート・チャンドラー

埜 晋

ジェッサダー・サワッディボン

ジョセフ・ティスティウオ

Corporate and M&A（コーポレート／M&A）

河井 聡

秋本 誠司

ラッタナ・プーンソムバットラート

Real estate（不動産）

埜 晋

- [Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms \(24th edition\)](#) にて高い評価を得ました

Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (24th edition) にて、“Recommended firms”として紹介され、当事務所は Tax を含む以下の分野で高い評価を得ました。また、当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも“Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

## TAX LAW NEWSLETTER

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける”Recommended firms”として紹介されています

### Japan

#### Practice Areas

##### Outstanding

- ・ Banking and finance (バンキング／ファイナンス)
- ・ Capital markets (キャピタル・マーケット)
- ・ Competition/Antitrust (競争法／独占禁止法)
- ・ Construction (建築)
- ・ Corporate and M&A (コーポレート／M&A)
- ・ Dispute resolution (紛争解決)
- ・ Investment funds (投資ファンド)
- ・ Labour and employment (労働法務)
- ・ Regulatory (規制法)

##### Highly Recommended

- ・ Intellectual Property (知的財産)
- ・ Restructuring & Insolvency (事業再生／倒産)
- ・ Tax (税務)

##### Recommended

- ・ Private Equity (プライベート・エクイティ)

#### Industry Sectors

##### Outstanding

- ・ Banking and financial service (バンキング／金融サービス)
- ・ Consumer goods and services (消費財／消費者サービス)
- ・ Energy (エネルギー)
- ・ Real estate (不動産)

##### Highly Recommended

- ・ Media and entertainment (メディア／エンタテインメント)

##### Recommended

- ・ Insurance (保険)
- ・ Technology and telecommunications (テクノロジー／通信)

### Myanmar

#### Practice Areas

##### Recommended

- ・ General business law (企業法務全般)



## TAX LAW NEWSLETTER

### Industry Sectors

#### Highly Recommended

- ・ Energy (エネルギー)

#### Recommended

- ・ Infrastructure (インフラ)
- ・ Real estate (不動産)

### Thailand

#### Practice Areas

#### Outstanding

- ・ Banking & Finance (バンキング／ファイナンス)
- ・ Corporate/M&A (コーポレート／M&A)

#### Highly Recommended

- ・ Construction (建築)
- ・ Restructuring & Insolvency (事業再生／倒産)

#### Recommended

- ・ Capital markets (キャピタル・マーケット)

#### Industry Sectors

#### Outstanding

- ・ Banking and financial services (バンキング／金融サービス)
- ・ Energy (エネルギー)

#### Highly Recommended

- ・ Industrials and manufacturing (産業／製造業)
- ・ Infrastructure (インフラ)
- ・ Real estate (不動産)

#### Recommended

- ・ Consumer goods and services (消費財／消費者サービス)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm\_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com